

確認申請受理時チェック項目リスト

年月日： 年 月 日

市町村名： _____

番号	法及び 指針号	チェック項目	申請者の チェック	窓口受理 チェック	備考
1	指 1 号	申請図書数（正本・副本）	☐	☐	
2	指 5 号	構造計算適合性判定の必要の有無	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
3	任意	消防用書類（意匠図、設備図のみ）	☐ 有 ☐ 無	☐	☐ 消防へ送付 ☐ 後日送付
4	指 1 号	申請書と記載事項との整合	☐	☐	
5	法第 1 号 指第 2 号	建築士の資格の確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
6	法第 2 号 指第 2 号の 2	構造設計一級建築士の資格の確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
7	法第 3 号 指第 2 号の 3	設備設計一級建築士の資格の確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
8	指 3 号	図面への設計者記名	☐	☐	
9	指 4 号	認定書・認証書等の写しの確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
10	指 5 号	構造計算、安全証明書の確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
11		添付図書の確認（大幅な欠落があるかどうか）	☐	☐	
12		添付図書の不整合の確認（大幅な不整合があるかどうか）	☐	☐	
13		その他	☐	☐	

* 項目中の「法」は建築基準法第 6 条第 3 項のこと。「指」は確認審査等に関する指針（平成 19 年 6 月 20 日付け国土交通省告示第 835 号）第一第 2 項のこと。

* 番号 4：消防用書類が不足している場合でも、受理することは出来ます。

* 番号 5：申請図書と、設計図書の中身が同じものであればチェックをしてください。

* 番号 6：建築士免許証の写しと照らし合わせて、番号の相違がないかを確認し、チェックしてください。

* 番号 7：構造一級建築士の関与が必要な建築物は様式①ー2にチェックをしてください。

* 番号 8：設備一級建築士の関与が必要な建築物は階数 3 以上かつ床面積 5000 m²超の建築物です。

上に相違ありません。

申請者・代理者氏名

- ・ 設備設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲
- 階数が3以上で床面積の合計が5000㎡を超える建築物の設備設計
(該当であればチェックをしてください。)
- ・ 建築士及び構造設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲

建築士の業務範囲			木造			木造以外		
高さ、階数			平家建	2 階建	3 階建	高さ>16m または 4 階建 （ 地 階 を 除 く。）以上	高さ≤16m 平屋又は 2 階建	3 階建 または 4 階建（地階を 除く。）以上
延 べ 面 積 ㎡	30 以下		☐ 誰でも		☐ 構造 一級	☐ 誰でも	☐ 二級	☐ 一級 （法 20 条一号又は二 号は構造一級）
	30< ≤100							
	100< ≤300		☐ 木造					
	300< ≤500		☐ 二級	☐ 一級 （法 20 条二号は構造 一級）				
	500< ≤1000	一般				☐ 一級 （法 20 条二号は構造 一級）		
	500< ≤1000	特殊						
	1000	一般	☐ 二級					
	超える	特殊						

特殊：学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有する）、百貨店で延べ面積500㎡超

構造一級：構造設計一級建築士の関与を必要とする建築物を示す

増改築：増改築の場合の延べ面積は、増改築に係る部分で見る。

法20条一号：高さが60mを超える建築物

法20条二号：高さが60m以下の建築物で以下に該当するもの

- ①木造の建築物（4階建（地階を除く。）以上又は高さ16m超）
- ②鉄筋コンクリート造の建築物（高さ20m超）
- ③鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物（高さ20m超）
- ④鉄骨造の建築物（4階建（地階を除く。）以上、高さ16m超）
- ⑤補強コンクリートブロック造の建築物（4階建（地階を除く。）以上）
- ⑥国土交通大臣が指定する建築物（平成19年国土交通省告示第593号）

